

農林水産分野における知的財産に関する最近の動向

青 山 優 子*

抄 録 近年、我が国の農林水産物・食品の強みである高品質・高付加価値な点の源泉となっている知的財産の侵害や海外流出の事例が生じており、本来得られるべき利益や権利が著しく損なわれるばかりか、確保できていた有力な海外市場を失うおそれが出てきている。このため、知的財産について戦略的に創出・保護・活用し、我が国の農林水産業及び食品産業の国際競争力の強化を図ることが重要となっている。そこで、農林水産省では、「農林水産省知的財産戦略2020」の見直しと新たな戦略の策定に向けて有識者による検討会を開催し、同検討会での議論等を踏まえて令和3年4月に「農林水産省知的財産戦略2025」を策定・公表した。本稿では、同戦略の概要及び地理的表示（GI）、データ活用促進を含めた農林水産知的財産政策の方向性について紹介するとともに、令和2年3月に閣議決定の上、国会に提出され、同年12月に成立・公布された改正種苗法についても詳述する。

目 次

1. はじめに
 1. 1 農林水産省知的財産戦略2025
 1. 2 戦略の基本的な考え方
2. 戦略の具体的な内容
 2. 1 今後の主要な取組
 2. 2 農林水産知的財産政策の方向性
 2. 3 人材の育成
 2. 4 消費者の理解の促進
3. 植物新品種保護制度
 3. 1 種苗法改正に至るまでの経緯
 3. 2 植物新品種の海外流出防止
 3. 3 知的財産の価値の適正な評価の定着
 3. 4 知的財産としての保護強化
 3. 5 制度インフラの充実
4. おわりに

1. はじめに

1. 1 農林水産省知的財産戦略2025

我が国の農林水産物・食品は、高品質・高付加価値なものを作る技術やノウハウ、我が国の食文化や伝統文化等の「知的財産」(図1)によっ

て、他国に類を見ない特質・強さを有しており、日本の食材・食品・食文化に対する海外の関心の高まりと相まって、輸出の拡大と海外市場をターゲットとした多様なビジネス展開につながっている。令和2年12月に策定された農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略では、我が国の農林水産物・食品の輸出額を「2030年までに5兆円」とする目標とその達成に向けて取り組む方針が示されているが、我が国農林水産物・食品の輸出拡大を進めていく上では、その強みである高品質・高付加価値な点の源泉となっている知的財産について、海外で保護し、活用することも含めて考えていかなければならない。

実際に、海外市場で我が国の農林水産分野及び食品分野の知的財産の侵害、海外流出により、真正な我が国の製品のブランド価値が毀損され、努力してきた地域の農林水産事業者や研究開発機関の本来得られるべき利益や権利が著しく損なわれるばかりか、確保できていた有力な

* 農林水産省食料産業局知的財産課（令和3年6月末時点） Yuko AOYAMA

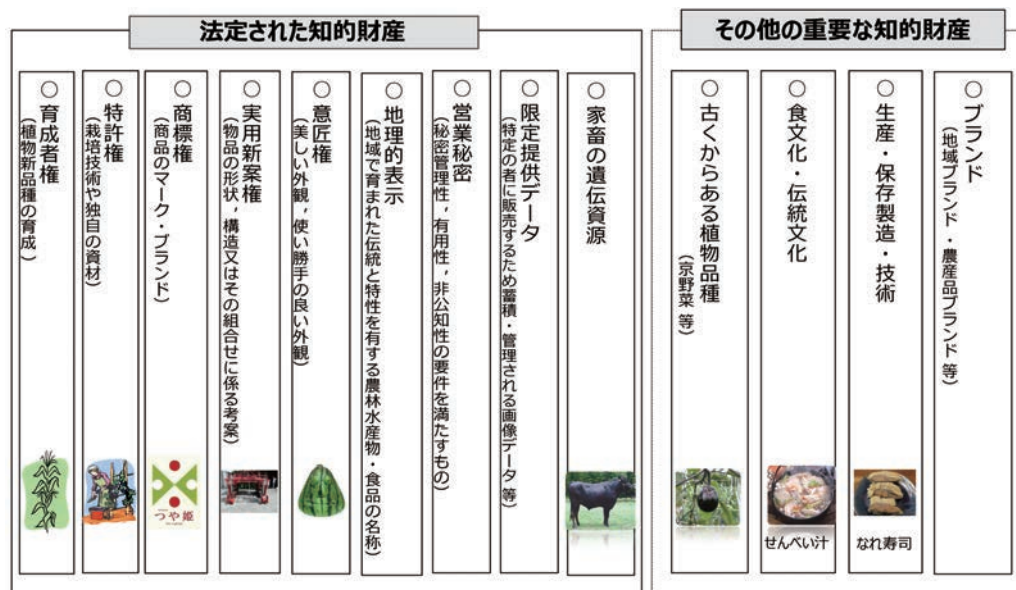


図1 農林水産業・食品産業における知的財産

- タイでは、我が国で地理的表示（GI）として登録されている「夕張メロン」を模倣した「夕張 日本メロン」が生産、販売されていた。
- 香港では、「北海道うどん」が販売されていた。

○夕張 日本メロン

生産地：タイ
価 格：THB180（約576円）



○北海道うどん

生産地：香港
価 格：HKD10.90（約142円）



図2 日本のブランド産品の名称の模倣

海外市場を失うおそれが出てきている（図2）。

また、我が国の熟練農業者の暗黙知であるノウハウをAIの活用により形式知化したソフトウェア等の研究・開発が進められているが、もし、これらのノウハウや成果物等の知的財産が農業関係者の意に反して海外流出すれば、無断で持ち出された我が国の優良品種といった他の知的財産と組み合わせられることで、我が国からの輸出産品との競合が更に激化すると不安視する声も聞かれる。

このため、我が国の農林水産分野及び食品産業分野の知的財産を戦略的に創出・保護・活用することにより、我が国の農林水産業及び食品

産業の国際競争力の強化を図ることが重要との考えに基づき、「農林水産省知的財産戦略2020」を見直し、令和3年4月に新たな戦略である「農林水産省知的財産戦略2025」を策定した（図3）。

○有識者委員

氏 名	所属・役職
荒井 あゆみ	キッコーマン株式会社 知的財産部プロフェッショナル
新井 範子	上智大学経済学部経営学科 教授
五十棲 毅	独立行政法人日本貿易振興機構 イノベーション・知的財産部長
加々美 勉	株式会社サカタのタネ 常務取締役、海外営業担当
西野 司	全国農業協同組合中央会 農政部長
小谷 あゆみ	フリーアナウンサー
林 いづみ	桜坂法律事務所 弁護士
松田 敦郎	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 理事(国際連携、知財・国際標準化、広報担当)
吉岡 修	独立行政法人農林水産消費安全技術センター 理事
渡部 俊也	東京大学未来ビジョン研究センター 教授

○オブザーバー（他省庁）

内閣府知的財産戦略推進事務局
経済産業省経済産業政策局知的財産政策室
特許庁秘書課
独立行政法人工業所有権情報・研修館地域支援部

○省内出席者

太田 豊彦 食料産業局長
杉中 淳 内閣審議官（兼食料産業局）
尾崎 道 食料産業局知的財産課長
相田 剛信 生産局畜産振興課家畜遺伝資源管理保護室長
山田 広明 農林水産技術会議事務局研究企画課長
西川 真由 食料産業局製造課基準認証室長

図3 農林水産省知的財産戦略2025の検討会体制について

本稿では、「農林水産省知的財産戦略2025」（以下、「戦略」という。）の概要を紹介するとともに、改正種苗法、地理的表示（GI）、データ利活用促進について詳述する。

1. 2 戦略の基本的な考え方

戦略には、農林水産分野の知的財産制度に係る今後の主要な取組に加え、中長期的な視点を含めた農林水産知的財産政策の方向性、人材の育成、消費者の理解の促進について記載している。

今後の主要な取組については(1)植物新品種保護制度、(2)和牛遺伝資源、(3)地理的表示(GI)、(4)商標制度等、(5)国際標準、(6)データ利活用促進、(7)知的財産の創出、(8)伝統的な知的財産の8項目を掲げている。

農林水産知的財産政策の方向性については、(1)オープン・クローズ戦略の必要性、(2)知財を活用して儲ける事業者の後押し、(3)価値の源である営業秘密の保護、(4)輸出のための国内における標準化の推進、(5)輸出など海外市場をにらんだ知的財産の創出、(6)新しい農林水産業に対応した価値の創出(フードテック)、(7)SDGsなど地球的課題に対応した知財の創出・標準化を掲げている。

更に、人材の育成と消費者の理解の促進についても掲げている。

2. 戦略の具体的な内容

2. 1 今後の主要な取組

(1) 植物新品種保護制度

植物新品種保護制度としての改正種苗法については、3. で詳述する。

(2) 和牛遺伝資源

平成30年6月、和牛遺伝資源が輸出検査を受けずに中国に持ち出され、中国当局において輸入不可とされた輸出未遂事案が確認されたことから、我が国における和牛遺伝資源の知的財産としての価値の保護を求める声が高まった。これを受け、「家畜改良増殖法の一部を改正する

法律案」と「家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律案」の和牛2法案が令和2年3月に閣議決定の上、国会に提出された。両法案は、令和2年4月に可決され成立するとともに、令和2年10月に施行された。

和牛2法に基づく和牛遺伝資源の知的財産としての価値の保護及び適正な流通管理の仕組みが十分に機能するよう、和牛遺伝資源を取り扱う者への普及啓発や全国の家畜人工授精所への定期的な立入検査の実施等を行う。

(3) 地理的表示 (GI : Geographical Indication)

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律(平成26年法律第84号。以下「GI法」という。)は、特定の産地と品質等の面で結び付きのある農林水産物・食品等の産品(以下「GI産品」という。)の名称を知的財産として保護し、生産業者の利益の増進と需要者の信頼の保護を図ることを目的としている。

GI登録された産品には、模倣品の排除だけでなく、担い手の増加や取引の拡大等の副次的効果も現れているところであり、農林水産物の適切なブランド化の取組の推進が期待される。特に、ブランドについては、陳腐化しないよう、



図4 GIマーク(モノクロデザイン)

その一つ一つに対して大事に戦略やストーリーを作って展開する必要がある、地理的表示保護制度（以下「GI保護制度」という。）はそれを実行するツールの一つとして有効である。

本来、GI保護制度は加工食品の伝統的価値の保護に適した制度であり、我が国には様々な魅力的な伝統食品があるにも関わらず、加工食品のGI登録が進んでいない。このため、特に加工食品のGI登録に力点において、GI制度の普及・啓発・認知度向上に取り組み、令和11年度までに200件のGI登録を目指す。

また、GIの保護に関する制度を有する国は100か国を越え、これらの国のうち我が国と同等制度を有する国と国際約束によりGIの相互保護をすることにより、我が国のGI製品のブランド価値向上を推進し、輸出促進につなげることも重要である。既に、日EU・EPAの発効（平成31年2月）に伴いEUとは地理的表示の相互保護を行っており、引き続きGIの相互保護を行う国・地域の拡大に向けた取組を推進する。

更に、巧妙化する模倣品に対し迅速かつ的確に対応するため、引き続き、官民連携の「農林

水産知的財産保護コンソーシアム」を通じた海外市場での調査の実施、事業者が行う侵害対策支援等を強化するとともに、海外市場において我が国のGIマーク（図4）が不正に使用されないよう、海外の国・地域において更なる商標登録等を推進する。

また、農林水産分野の知的財産についてのアドバイスを行う、農林水産省と特許庁の協力の下、各都道府県に設置されているINPITの「知財総合支援窓口」（図5）との連携も図る。

(4) 商標制度等

農林水産物や食品の輸出が進む中で、我が国の地名やブランド製品の名称、地名と図形を組み合わせたロゴマーク等の冒認出願や模倣品が大きな問題となっていることから、特に主要な輸出先国において、我が国のブランド農林水産物・食品の名称等の商標出願や権利保護を行うとともに、海外における技術やノウハウの保護に関して食品産業等の特許出願が適切に行われるよう関係機関との連携を図る。

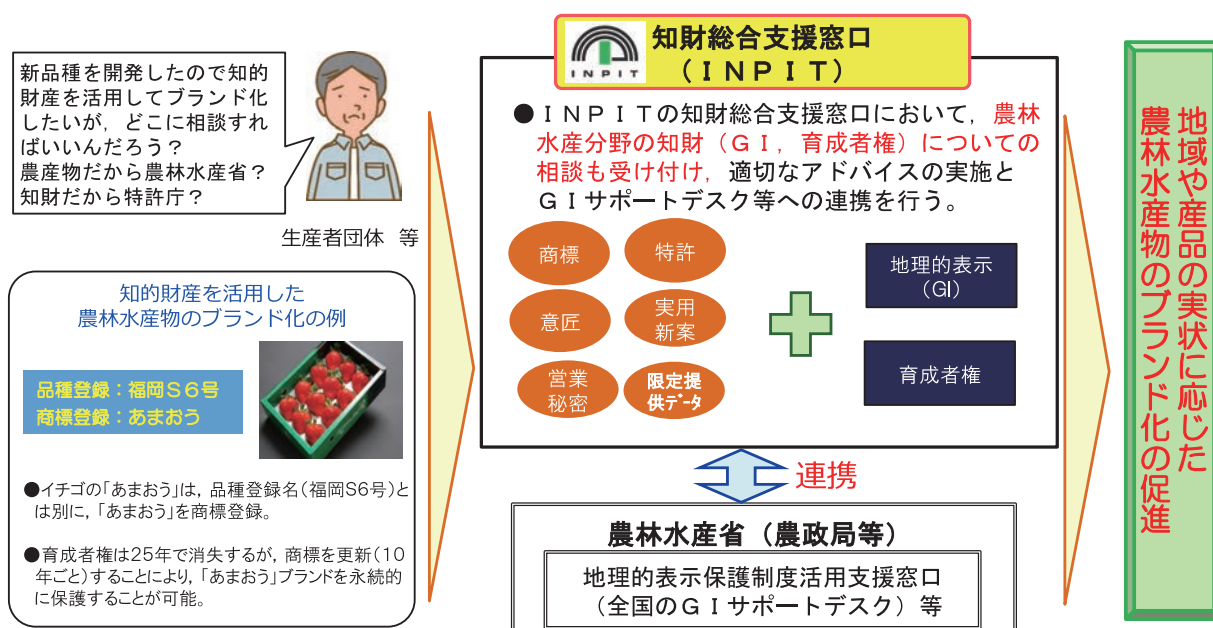


図5 知財総合支援窓口の充実

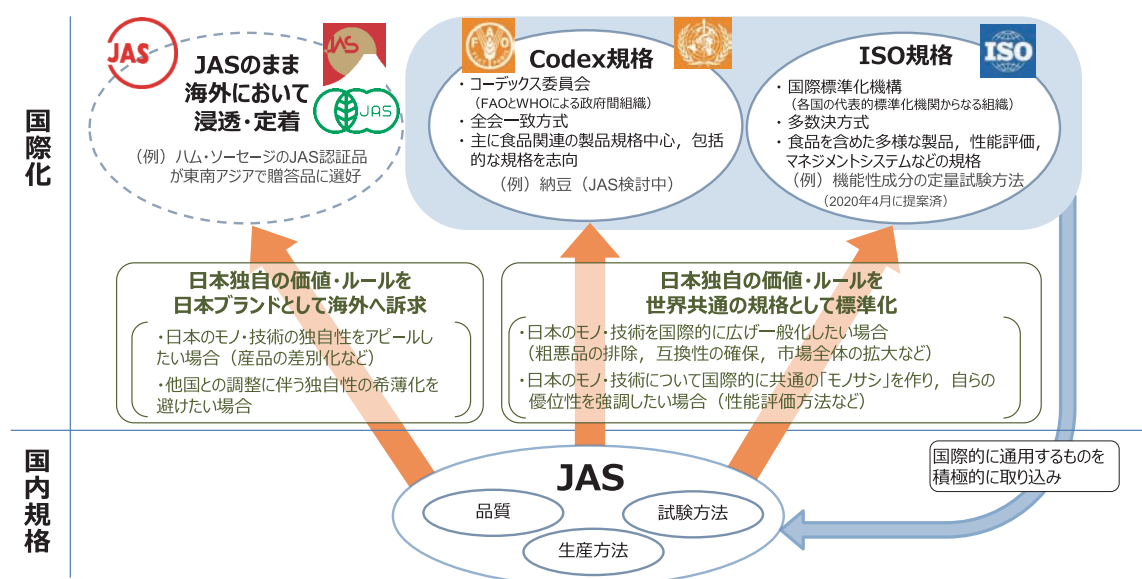


図6 海外でのJASの認知度・影響力を高める国際化

(5) 国際標準

我が国の優れた技術や品質が正しく評価されるためには、戦略的な標準化が必要不可欠であり、農林水産・食品分野での標準化の取組強化の重要性が増していることから、JAS等の我が国発の規格について、ISO規格等の様々な枠組みを活用して国際標準化の展開を図る（図6）。

また、我が国の優位性が発揮できる技術を早期に見定め、将来における市場獲得を可能とするよう、研究開発の企画・立案段階から新技術の社会実装のツールとして国際標準を戦略的に活用する。

(6) データ利活用促進

1) データの利活用促進とノウハウその他の知的財産の保護

農林水産業における高齢化・人手不足等に対応し、データやAI等を活用した省力生産、高品質生産を実現するスマート農林水産業の普及に向け、データの活用促進と、農林水産事業者のノウハウが化体したデータの保護といった両面から適切な権利帰属等を規律させることが求められており、契約実務の参考となるよう、農

林水産省は令和2年3月に「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン」（図7及び図8）を策定・公表した。同ガイドラインによる契約実務が現場で根付くよう、農林水産省の補助事業等におけるルール化や農業データ連携基盤（WAGRI）協議会等の関係機関との連携等により普及を進める。

あわせて、農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドラインを参考にして、水産分野におけるデータ契約ガイドラインの策定・公表を目指す。

更に、海外におけるスマート農業の展開に向け、ノウハウの流出防止と農業関係者の貢献度に応じた適正な収益の配分をはじめ、知的財産にも配慮しつつ、JICAやJETROなどの関係機関とも連携して海外市場の獲得を目指していく。

2) データの利活用の促進に向けた環境整備

農業分野においては、WAGRI等を通じ、農業データの更なる利活用促進が図られるよう、熟練農業者のノウハウ（匠の技）等をICTにより集積化、解析することにより、新規就農者等へのノウハウ等の円滑な継承のための新たなサービスの展開を推進する。その際、農林水産

- 農業データの提供・利用に関する明確なルールが存在していないことや、データの流出がノウハウ・技術の流出につながるおそれ等の懸念が、農業者によるデータ利活用の際に不足となっている。
- 農業分野におけるデータ利活用の促進、それを通じた生産性や品質の向上を実現するため、農業者が安心してデータを提供できる契約のルール作りを早急に進めるべく、平成30年12月に「農業分野におけるデータ契約ガイドライン」を策定。
- さらに、農業分野におけるAIを含むICTを活用する研究開発段階及び利用段階における契約のガイドラインを新たに追加し、「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン」として一体化し、令和2年3月に公表。
- 今後、補助金等で導入する農機・センサ等の利用契約が本ガイドラインに沿ったものとする、研修等により普及を図る。

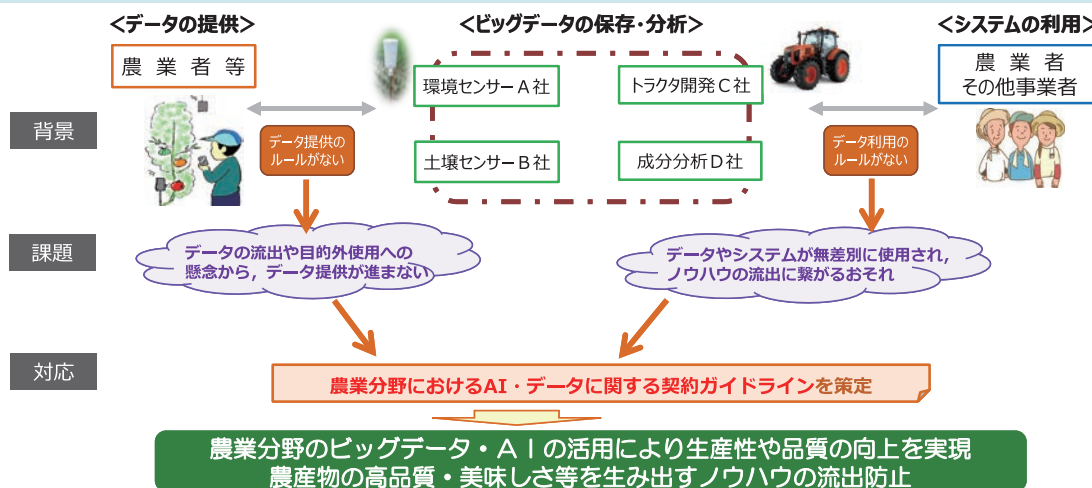
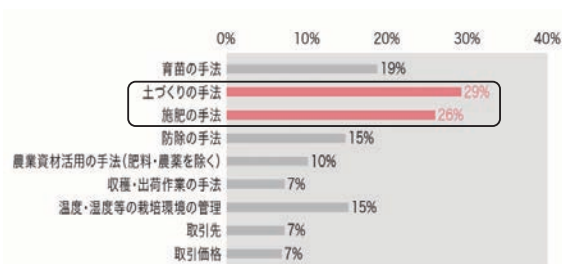


図7 農業分野におけるデータ利活用促進とノウハウ保護のルール作り

(図1) どのようなものをノウハウと認識しているか。



(図2) ノウハウを管理しているか。

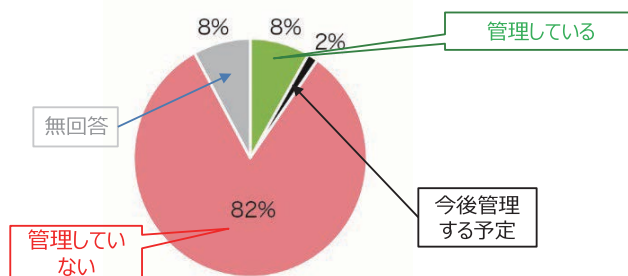


図8 農業分野における生産技術・ノウハウ等の知的財産としての管理に関するアンケート調査

事業者等の望まないノウハウの流出とならないようにする必要がある。更に、各種農業関連データをWAGRIに実装することで、コンテンツの充実を図るとともに、取引先である流通業者や小売業者等のフードチェーン上のニーズも踏まえ、生産・加工・流通・消費までのデータ連携を図るスマートフードチェーンを構築する。GI産品等の我が国の農林水産物・食品の魅力を、生産の段階まで遡ってアピールすることは、輸出促進への貢献が期待されることから、食品流通については、輸出条件への対応等に必要なトレーサビリティを確保するためのデータ連携シ

ステムの構築を推進する。また、異なるシステム間ではデータの形式や用語等が統一されておらず、データ連携を行う際の支障になり得ることから、農業データのシステム間の相互運用性・可搬性を確保すべく、データ項目や各種名称等の標準化に向けたガイドラインの策定(図9)を進めるとともに、普及啓発を推進する。

更に、農業関係情報の二次利用可能な形での公開(オープンデータ化)や、農機メーカーやシステムの垣根を越えたデータ連携を実現するオープンAPIの整備促進等を進める。

その他、畜産分野においても、ICT機器等か

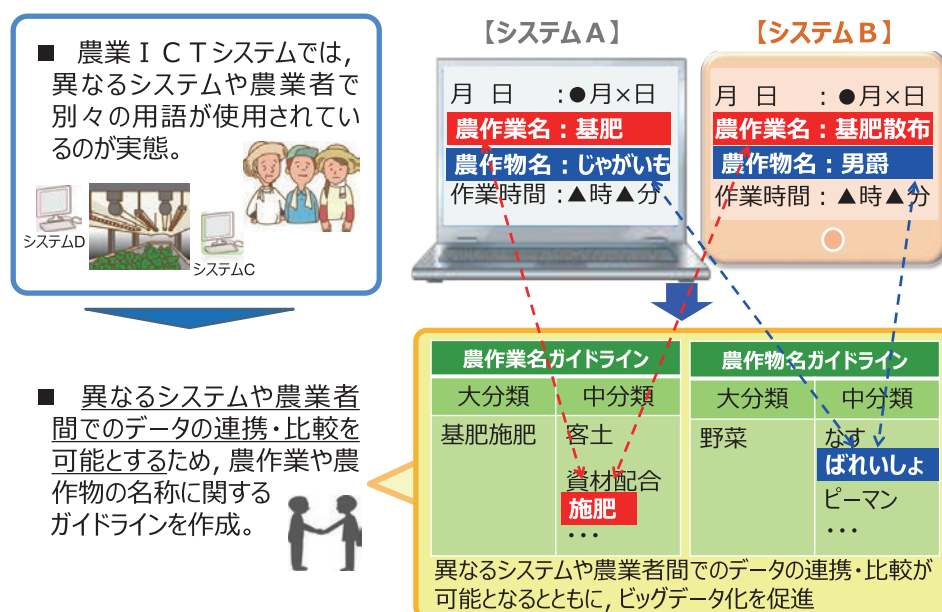


図9 農業ITシステムの農作業・農作物の名称に関する個別ガイドライン（標準化）

ら得られるデータを始めとする全国の生産関連情報を集約し、意欲的な畜産経営者が自ら活用できるようにするほか、生産者団体や民間企業等がデータの分析や活用方法の指導を行い、多くの経営者がデータを活用した高度な家畜の管理や経営判断をできるよう支援する体制を構築する。

また、林業分野においては、森林資源の管理や災害対策、鳥獣害対策等におけるデータの利活用を促進する。併せて、水産分野においては、海水温や潮流等の環境データや市場データの利活用を促進する。

（7）知的財産の創出

輸出促進や農業の競争力強化のためには、新品種保護をはじめ、新たな品質特性を有する農産物の開発、スマート農業など生産性を向上させるための新技術の開発が重要である。植物新品種については、昨今の我が国における品種登録出願が平成19年度の1,533件をピークに令和元年度には784件と大幅に落ち込んでいる（図10）ことから、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構種苗管理センター（以下、

農研機構）、地方自治体等の新品種の開発力の向上に向けた取組や国内外の植物遺伝資源の収集・保全・提供等を行う。

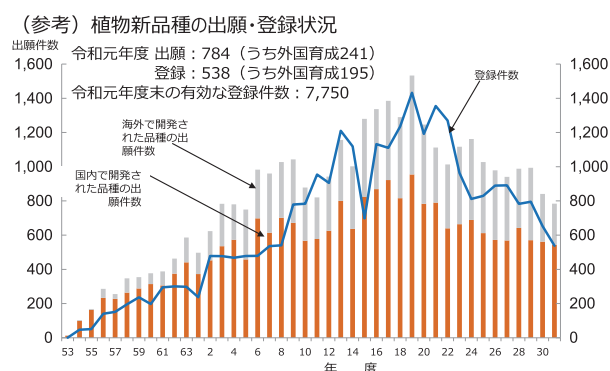


図10 知的財産が創造されるための環境整備

特に、スマート農業の推進のためには、ロボット・AI・IoTを活用した農業機械やデータを解析するシステムなどの革新的な技術開発が求められており、産学官と農業現場が一体となって研究開発を進めるなど、農林水産分野の知的財産の創出を促すための環境を整備する。

また、公的試験研究機関における知的財産マネジメントとして、商品化・事業化に有効な知的財産戦略を研究開発の企画・立案段階から描

き、研究成果の社会実装を効果的・効率的に推進するとともに、適切な知的財産マネジメントのためのマニュアル等の充実により研究者等の意識向上を図る。

(8) 伝統的な知的財産

地域固有の農林水産物や農山漁村の景観・文化等の地域知財を生かし、これらがより経済的に適正に評価され、農林水産事業者や農山漁村全体の所得向上に結びつけていくための取組を推進する。

2. 2 農林水産知的財産政策の方向性

グローバル時代に必要になる農林水産知的財産政策の方向性として、以下の7項目を盛り込んでいる。

- 1) 「オープン・クローズ戦略の必要性」には、オープンにする知財と保護するものを仕分けて有効活用する戦略と、そのためのビジネス人材の育成の必要性について記載している。
- 2) 「知財を活用して儲ける事業者の後押し」では、知的財産権を活用して儲ける事業者を後押しするために、①知的財産権の海外における事業活動のコントロール手法や、②ライセンス収入の方策を検討することとしている。
- 3) 「価値の源である営業秘密の保護」として、不正競争防止法の営業秘密の活用を含め、農業分野における技術・ノウハウ等の知的財産の保護方策を検討する。
- 4) 「輸出のための国内における標準化の推進」では、JAS制度やJIS制度を活用し、輸出に向けた生産・流通・販売の規格の標準化を推進することとしている。
- 5) 「輸出など海外市場をにらんだ知的財産の創出」には、海外の市場を開拓するための保存・輸送技術や品種の開発の必要性について記載している。

6) 「新しい農林水産業に対応した価値の創出（フードテック）」では、フードテック分野の研究開発や社会実装を推進し、将来の国際標準化も視野に入れることとしている。

7) 「SDGsなど地球的課題に対応した知財の創出・標準化」として、地球にやさしい農薬・肥料などの資材や技術の開発に加え、環境に優しい生産方法等を現場で促進するためのJASやJIS規格の導入を推進する。

2. 3 人材の育成

農林水産事業者等に向けた戦略的な知的財産マネジメントについて普及啓発を図るため、引き続き研修の充実を図るとともに、農林水産分野の知的財産の支援体制強化のため、弁護士や弁理士、行政書士等の関連士業との連携を深化させる。

更に、農林水産高校や大学生等への知的財産教育を充実させるほか、農林水産省においても長期的な視野で専門的・国際的な知的財産・標準化分野の人材育成を進めていく。

2. 4 消費者の理解の促進

農林水産物・食品は、生産に要するコストだけでなく育成者権等の知的財産権を創出するために要したコストが上乗せされて販売されるが、消費者にはその認識が薄いとされる。また、フリマアプリ等を通じた個人間の新たな流通経路が拡大しつつあり、ブランド管理・品質管理についてのコントロールが困難になり権利侵害にもつながりうる。このため、消費者に対し農林水産分野・食品分野の知的財産保護の重要性について意識啓発を行う。

3. 植物新品種保護制度

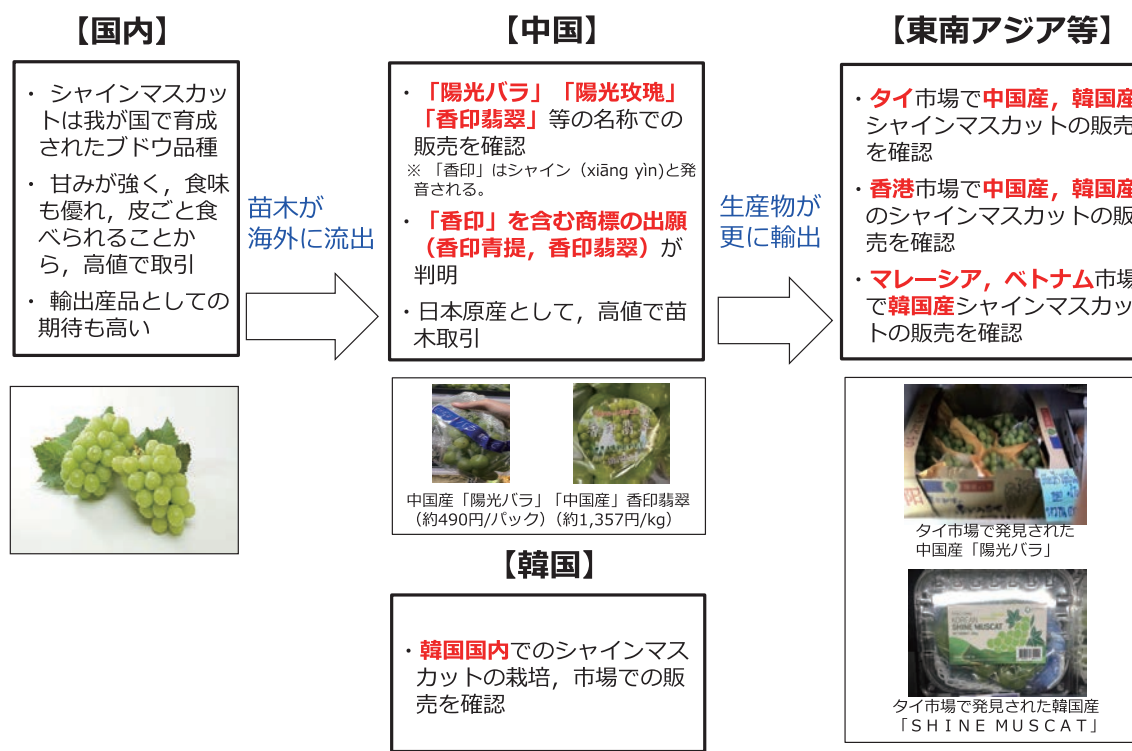
3. 1 種苗法改正に至るまでの経緯

植物新品種については、「植物新品種の保護

に関する国際条約」(UPOV条約)に基づき、海外においても知的財産権の一つである育成者権により保護する枠組みが構築されている。

我が国は、これまで優良な品種を多く開発しているながら、海外市場に目を向けることが少な

く、海外における植物新品種の保護は十分に行われてこなかったため、海外で日本の新品種を無断で栽培され、実際に一部品種で産地形成が確認されるといった問題が明らかとなっていた(図11)。しかし、現行の種苗法は国内における



※ 農林水産省委託事業調べ (一部情報については農林水産省調べ)

図11 我が国で開発された優良品種の海外流出

- ・ 種苗法の一部を改正する法律は12月2日に成立し、9日に公布された。
- ・ 主な条文の施行日は令和3年4月1日及び令和4年4月1日となっている。

1 輸出先国の指定(海外持ち出し制限) [令和3年4月1日施行] 2 国内の栽培地域指定(指定地域外の栽培の制限) [令和3年4月1日施行] 3 登録品種の増殖は許諾に基づき行う [令和4年4月1日施行] 4 登録品種の表示の義務化 [令和3年4月1日施行] 5 審査手数料の設定と、出願料及び登録料引き下げ [令和4年4月1日施行]	6 育成者権を活用しやすくするための措置 [令和4年4月1日施行] ①特性表の活用 ②訂正制度の導入 ③判定制度の創設 7 職務育成規定の見直し [令和3年4月1日施行] 8 在外出願者の国内代理人の必置義務化 [令和3年4月1日施行] 9 指定種苗の販売時の表示の在り方の明確化 [令和3年4月1日施行] 10 その他の主な改正事項 ・ 育成者権が譲渡されても、引き続き許諾の効力が有効となるようにする ・ 裁判官が証拠提出命令を出すか否かの判断をする際に、対象書類を実際に確認できる手続を拡充する
--	---

図12 改正種苗法の全体像

権利保護を想定しており、登録品種であっても海外への持出しを止められず、守るべき知的財産の管理ができなかった。

このような課題に対処するため、我が国の優良な植物新品種の海外流出の防止、新品種の開発者の育成者権を保護することを目的とした「種苗法の一部を改正する法律案」(図12)が令和2年3月に閣議決定の上、国会に提出され、同年12月2日に成立、同9日に公布された。

3. 2 植物新品種の海外流出防止

この法改正により、登録品種について、海外への持出しを制限できるようになるほか、自家増殖を育成者権者の許諾に基づいて行うといった措置が講じられるようになる。これらの制度を活かして、日本の強みである植物新品種の知的財産を守るとともに産地形成がされるよう、制度の利用促進に向けた普及・啓発を行う。

また、我が国で開発された植物新品種が、国内外でも高い評価を受けることに伴い、海外に流出して無断で栽培・販売されるリスクへの対応として、育成者権者が自ら海外の国・地域で新品種の育成者権を取得し、海外市場での流通の差止めや無断栽培に対する賠償請求を可能とすることも対応策となる。しかし、海外で品種登録するためには、育成者権者自らが植物新品種を保護したい国・地域毎に出願し、当局の審査を経て登録される必要があるが、各国・地域毎に必要な資料が異なる等、高度で専門的な知見が必要となることや多額の費用、期間が必要となることが大きな障害となっている。そのため、国が支援を行い、海外での円滑な品種登録を促すこととしている。

あわせて、我が国の重要な市場となりうる東南アジア諸国について、ベトナムやシンガポールといった一部の国を除き、UPOV91年条約に加盟しておらず、これらの国における適正な品種保護に課題がある。このため、東アジア植物

品種保護フォーラムの活動やUPOV等との連携を通じ、東アジア諸国のUPOV条約加盟を促進するとともに、東アジア植物品種保護フォーラムを活用した、我が国における品種登録審査結果の海外審査での活用、UPOVの共通出願システム(UPOVプリズマ)との連携による海外出願事務の軽減等により、早期に海外で品種登録が行われるよう、海外の品種保護審査当局との協力を進める。

更に、登録品種のみでなく一般品種まで含めて、流通している品種について、品種の特性や利用条件に関する情報を農業者が容易に検索できるデータベースの整備を行う。

3. 3 知的財産の価値の適正な評価の定着

知的財産制度は、イノベーション等により知的財産が創出され、その価値が認識された後に、必要な対価を受け取った場合など権利者の合意がある場合のみ、その利用を許可することで、模倣品等から正当な権利者を守るためのものであるが、例えば植物の新品種保護を図る知的財産制度である種苗法については、資材としての種苗の生産と新品種の知財価値が区別されることなく認識されている。特に公的品种については、税金により種苗の開発が補助されていることから、種苗の価格や増殖のライセンス費用も低廉なものとなっていることが多いため、利用者が知的財産の価値を認識する機会が少ないのが実態である。このため、知的財産の価値を十分に認識しないことが、品種等の保護の意識の低さにもつながっており、種苗法も十分に活用されているとはいいがたい実態にある。

例えば育成者権が侵害された際にその損害の額を推定する場合には、その侵害がなければ販売できた種苗の額等が、知的財産としての育成者権の価値を算定する際の基礎となる。このため、優良な新品種を開発した者は、その品種が持つ経済的な価値を想定して、栽培にかかる許

諾料等を設定することが求められる。

都道府県等の公的機関は、登録品種について、県内の農業振興や早期の普及を図るために自県の生産者向けに低廉な許諾料を定める場合が多いが、この場合、育成者権者の意思に反した他地域で栽培が拡大される等の育成者権侵害があっても、わずかな損害額しか認定されない可能性がある。このことを踏まえて、都道府県等の公的機関は、侵害があった場合には適正な損害額が認定されるよう、適正な許諾料の設定に努めるべきである。

また、海外においては、栽培にかかる許諾料を、種苗段階ではなく、収穫物の収益から徴収して、新品种のプロモーションや品質管理、侵害対応等の費用に充てることで、結果的に、その品種の価値を高め、生産者も高い収益を得ている事例が多く見られる。我が国ではまだそのような事例は少ないが、育成者権者が生産者や生産者団体と個々に許諾契約を結ぶため、違法栽培の把握や差し止め、また、侵害があった場合の損害回収が容易であること等のメリットがあり、登録品種の管理方法の一つとして検討されるべきである。特に果樹のように新品种の導入初期には収益が得られない品目については、種苗段階での生産者の負担を軽減し、結果樹齢となり収穫が得られる段階で収益に応じて許諾料を回収する方法は生産者にとっても納得感のある普及方法の一つと考えられる。

なお、収穫物の収益から許諾料を徴収するにあたっては、品質管理等のため全量集荷される場合は出荷高あるいは売上高を基礎とすることが容易であるが、それ以外の場合でも栽培面積当たりや成木本数当たりの許諾料を定額で設定することにより、生産者の努力が更なる収益につながるような方法も知的財産の活用を図る観点で参考になる有用な取組と考えられる。

3. 4 知的財産としての保護強化

植物新品种の価値は、その品種が知的財産として適切に保護されることで、より高まるものであり、そのためには、育成者権者のみでなく、その品種を利用する生産者や生産者団体も含めて、適切な保護に向けた取組が必要である。

種苗法に基づき、育成者権者は品種を業として利用する権利を一定期間専有できるが、その品種を利用する生産者や生産者団体、産地によってその品種の収穫物が生産され、更に市場において適切に評価されてはじめて、その価値を発揮することとなる。育成者権により、栽培地域や、生産者による種苗の増殖を制限することも可能だが、その品種の生産に必要な場合には、そのような制限を緩和した許諾を行い、育成者権者がその品種の価値を高めるために行うことは種苗法によって妨げられない。

一方で、改正前の種苗法では、新品种の海外流出対策が困難であることに加え、育成者権者の意思に反して種苗が増殖されることを制限することが困難であることや、栽培の許諾を得た者以外が入手した種苗であっても自らの農業経営に利用する場合は増殖を制限できない等、産地づくりを行おうとする場合に十分な効力を持たない点が指摘されていた。

また、都道府県等の公的機関で開発された品種では、県外の他地域でも栽培にかかる許諾をすることにより流通業者から求められるロットの確保や出荷期間の長期化を図ることが可能であるにも関わらず、一旦県外で許諾すると栽培数量や品質の管理が困難になることから、県外での許諾に消極的な現状も見られる。

このため、令和3年4月に施行された改正種苗法によって育成者権がより効果的に保護されることとなったため、新品种を軸とした産地づくりを行いやすくなることが期待される。

3. 5 制度インフラの充実

知的財産制度は、権利を有する者が自らの権利を保護するために起こす行動を支える制度であるが、特に農林水産業については、国が農林水産業者を守るべきという認識が定着しており、これが、農林水産業において知的財産権の行使が十分に行われていない一つの要因となっている。農林水産分野においては、権利を行使しやすくするための技術的な支援等を行う制度インフラの充実が求められる。特に、育成者権については特許等と違って生き物である植物体（新品種）自体が権利の範囲となり、侵害があっても立証が困難な場合があることから育成者権の保護のための権利範囲の明確化が必要との指摘があった。令和4年4月に施行される改正種苗法では、当該品種において確認された特性を品種の同一性の判定に使用できるようにする等、法的実務の観点からより使いやすい制度となる。

品種登録の審査の根幹となる品種の特性の調査は、主として農研機構で行われており、この調査についても品種の同一性の判定等に活用できるよう充実を図るとともに、農林水産省の審査官との継続的な人事交流により、我が国全体としての植物品種保護に関する専門性の向上を図る。

UPOV条約に基づく品種保護制度では、生産者が品種を利用する際に重要となるものはその品種が発揮する特性（表現型）であるため、品種の区別性の立証等に遺伝子配列情報を活用しない仕組みであるが、最近の遺伝子分析技術の発達や育種における遺伝子情報の活用を背景に、国際的にも遺伝子配列情報を活用することで効率的に制度を運営するための技術開発が進められている。優れた品種の育成に強みのある我が国としても、このような国際情勢を踏まえ、必要な技術開発等を進め、これを育成者権者等

に共有することで適切な権利保護を図る。

4. おわりに

農林水産業は多くの知的財産を生み出す産業であるが、これまで、知的財産への意識が希薄だったことから、これらの技術・ノウハウの提供・流出に無防備であった。また、農林水産業の現場における高齢化や労働力の不足、我が国の人口減少に伴う国内マーケットの縮小などの課題に対応する必要がある。

農林水産物・食品の輸出拡大にあたっては、我が国の優良な植物新品種や和牛遺伝資源等の多くの価値ある知的財産は我が国の農業の国際競争力の源泉であることから、海外流出しないよう保護・活用していくとともに、スマート農林水産業時代においてはデータ利活用の促進による生産性の飛躍的な向上を図っていくことも重要である。

このような中で、「種苗法の一部を改正する法律案」が成立・公布、令和3年4月1日に一部施行され、また、令和11年度までに200件のGI登録（令和3年5月31日時点で、108産品が登録されている：図13）を目指すなど、農林水産業・食品産業における知的財産の創出・保護と、その戦略的な活用を進めるための取組を一層推進したいと考えている。

農林水産省としては、特許庁などの関係省庁をはじめ、知的財産に関係する関係団体等とも連携し、農林水産省知的財産戦略2025に基づく取り組みを進めたいと考えており、関係団体等の皆さまにご協力いただけると幸いである。

参考資料

- ・農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略について
https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/e_action/attach/pdf/index-5.pdf
- ・種苗法の改正について
<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/shubyoho.html>

GI登録状況

平成27年6月の制度開始からこれまでに、40都道府県の106産品、2か国の2産品の計108産品が登録。

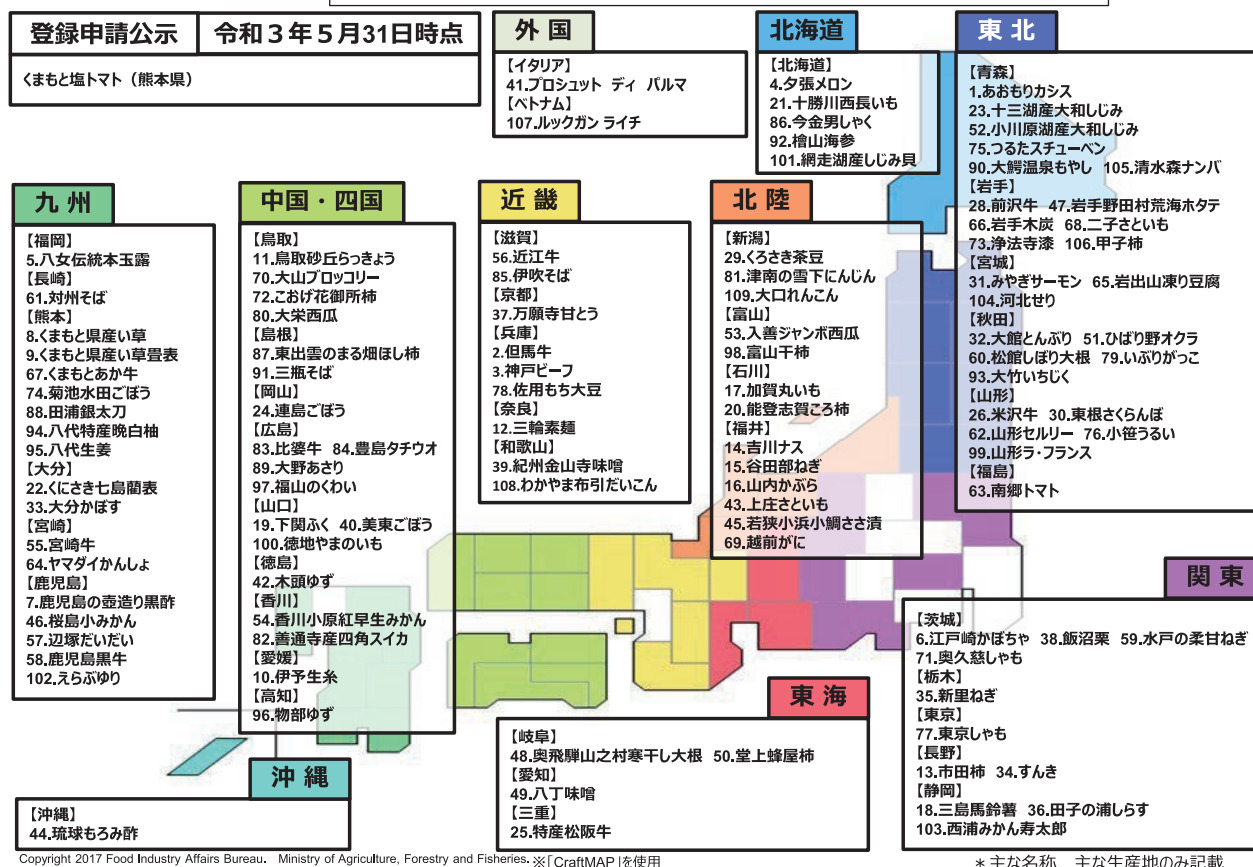


図13 GI登録状況（令和3年5月31日時点）

- ・家畜遺伝資源の管理・保護
https://www.maff.go.jp/j/chikusan/kikaku/kachiku_iden.html
- ・GI保護制度について
https://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act/index.html
- ・農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドラインについて
<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/tizai/brand/keiyaku.html>
- ・農林水産研究における知的財産について
<https://www.affrc.maff.go.jp/docs/intellect.htm>
- ・スマート農業について
<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/smart/attach/pdf/index-158.pdf>
- ・スマート農業推進総合パッケージについて
<http://www.maff.go.jp/j/kanbo/smart/package.html>
- ・農業データ連携基盤（WAGRI）及びスマートフードチェーンについて
https://www.maff.go.jp/j/kanbo/smart/pdf/wagri_gaiyou.pdf
- ・農業分野におけるオープンAPI整備について
<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/smart/openapi.html>
- ・JAS（Japanese Agricultural Standards、日本農林規格）について
<https://www.maff.go.jp/j/jas/index.html>
- ・ノングルテン米粉製造工程管理JASについて
<https://www.maff.go.jp/j/seisan/keikaku/komeko/nongurujas.html>
- ・みどりの食料システム戦略について
<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/team1.html>

（原稿受領日 2021年4月8日）